減税しきれない場合の別途給付金(調整給付)

間 住民福祉課 福祉係 ☎0967-62-2911

所得税と町県民税において、減税しきれない場合は別途給付金(調整給付)が支給されます。詳細については、今後、広報紙や 町ホームページでお知らせします。

給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。



町県民税は1月1日現在の住所地から課税されます

町県民税は、1月1日現在で住所がある市区町村から課税されます。1月2日以降に町へ転入した人は、1月1日に住んでいた市区町村から納税通 知書及び納付書が届きます。

会社などに勤めている人で、町県民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。

森林環境税の課税が始まります

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国 税です。令和6年度から国内に住所のある個人に対して、年額1,000円が課税され、個人町県民税の均等割と併せて徴収されます。

	令和5年度まで	令和6年度から	
森林環境税(国税)	_	1,000円	
町民税均等割	3,500円 (うち復興財源 500円)	3,000円	
県民税均等割	2,000円 (うち復興財源 500円) (うち水とみどりの森づくり税 500円)	1,500円 (うち水とみどりの森づくり税 500円)	
計	5,500円	5,500円	



▲詳しくはこちら

吉良嘉人氏 藍綬褒章受章

2024年春の褒章において、5月に高森町商工会長 を退任した吉良嘉人氏が中小企業振興の功績により 藍綬褒章を受章しました。吉良氏は2006年の会長就 任から、6期18年の長きにわたり商工業者の支えとな り、新型コロナウイルス禍では、各飲食店の持ち帰り メニュー「高森テイクアウトグルメブック」を作成し、 全世帯に配布しました。

今回の受章に吉良氏は、「今回の章は、町内の商工 会員のみなさまのご協力と支えがあってのこと。感謝

を伝えたい。私が会長を 務めた18年間は自然災 害や新型コロナウイルス など予想外のことが多く 発生した。町内の事業所 を守りたい一心で様々な ことに取り組み、乗り越 えることができて本当に 良かった。大変なことも 数多くあったが、楽しい 18年間を過ごすことが できた」と話しました。



~後期高齢者医療被保険者の皆様へ~

令和6年度後期高齢者歯科口腔健診の実施について

間 健康推進課 国民健康保険係 ☎0967-62-2910

本年度も後期高齢者医療保険に加入されている方を対象に下記のとおり歯科口腔健 診を実施しております。この機会にぜひご利用いただき、ご自身の健康維持にお役立 てください。

- 対象者 高森町の後期高齢者医療保険に加入されている方
- ●受診料金 400円(健診費用5,320円のうち、4,920円を助成)
- 受診期間 令和7年2月28日まで
- ●受診に必要なもの 保険証・受診券・受診料金(400円)
- **●受診方法** 受診を希望される際は、受診券を発行しますので、国民健康保険係まで ご連絡をお願いします。
- 健診内容 問診、歯周検査、□腔検査、結果説明
- 実施医療機関

7 HOLE IN INIX			
医療機関名	電話	受付時間	休診日
片山歯科医院	0967-62-1971	9:00 ~ 12:00 14:30 ~ 17:30	木・土 午後 日・祝日
みもり歯科医院	0967-62-2005	9:00 ~ 12:00 14:30 ~ 17:30	木・土 午後 日・祝日

※休診日は状況に応じて変更する場合があります。詳しくは各医療機関へご確認ください。

注意事項

- ①健診の結果、必要となった治療費については本人負担となります。
- ②受診される際には事前に歯科医院に電話予約をお願いします。
- ③受診券は発行日から令和7年2月28日まで有効です。

